

少年の刑事責任に関する小論

木  
村  
裕  
三

- 一 はしがき
- 二 少年の刑事責任
- 三 刑事未成年者の歴史
- 四 イギリスの少年の刑事責任概念
- 五 イギリスの刑事責任年齢をめぐる現状
- 六 わが国の刑事責任年齢をめぐる課題
- 七 むすびにかえて

一 はしがき

少年法は、戦後、アメリカ合衆国の模範少年法典の影響下において制定された。この法律の主な目的は、非行少年に対しては刑罰よりは保護・福祉的な処遇を与えるというものであった。現在もなお非行や犯罪を行った少年に対してはこの考え方が基本的に維持されている。

しかしながら、現行の少年法が制定されてから、経済的、社会的な諸環境が大きく変わってきた。その結果、少年犯罪や非行の増減もさることながら、成人でも犯さないような行為をする少年に対しては刑法上の刑罰を厳格に科すべきであるという見解が勢いを得ている。このことは、アメリカのゴールト事件を切っ掛けにした少年司法の司法化の影響を受けたことにより、少年法の司法手続きと科刑に伴う少年の刑事責任概念の明確化を迫ることになった。

本小論では、このような意味において、少年の刑事責任の意義を検討し、科刑と処遇をめくり錯綜する少年司法制度全体における混乱に整理を加えることを目的とする。不十分ではあるが、イギリスの少年の刑事責任年齢をめぐる議論と比較し、若干の検討を加えることにする。

二 少年の刑事責任

(1) わが国の少年法をめぐっては、刑事責任年齢の現実的な改正は二〇〇〇年の一月に刑事処罰適用年齢を一四歳に引き下げる改正が行われた。それまでは、刑法上の刑事責任年齢は一四歳であったが、事実上、少年法二

〇条より少年が一六歳にならなければ訴追されないという構造になっていた。二〇〇〇年の改正ではこのダブル・スタンダードを排して刑事処罰適用年齢を一四歳として刑法上の刑事責任年齢に一致させたのである。

この改正については、一部の研究者ならびに弁護士会などから、「刑罰化」であり、「厳罰化」であるとして批判がなされた。現在でもこれらの批判は鎮静化したとはいえない。たしかに、少年法制を刑罰化し、司法化を厳格に進めたからといって、少年非行や犯罪が減ったという現象は世界の国々のどこにも見当たらない。減少という効果の点では不明である。しかし、それでは刑事責任年齢の引下げは、少年処遇の刑罰化や厳罰化を招いているのである。さらに、この少年法は、改正から十数年を経過しているが、社会的に問題視されるような弊害が起こったとは聞いていない。

ここでは、より一層、深い洞察力を前提した現在の少年非行や犯罪の本質的な問題の議論を抜きにした論争は、少年司法制度の改革に効果をもたらすとはいえないであろう。つまり、刑法が定めている刑事責任年齢は、刑法上の「責任」ならびに「責任能力」を前提にし、これをさらに明確にすることに導かれるものである。わが国の刑事責任年齢の「一四歳」は、果たして刑罰を科すのに妥当な年齢なのか否かを考察する必要がある。ここでは、刑法的な責任の問題と少年審判としての処遇の問題を別々に段階的に順次把握していかなければならない。ここで、少年といえども違法行為者としての刑事責任の問題を十分に考慮しない議論は妥当とはいえない。

少年の非行や犯罪の問題を考察する場合には、それらを社会現象の一つとして捉え、その動態的な把握をするところからはじめる必要がある。

その把握は、現象面に捉われることなく、科学的に明快にかつ簡潔に提示されるべきである。さもないと、社会感情が取り残され、これらの問題や課題を克服するための一般社会の支援や協力を得ることが難しくなる。この意味で、たとえば、行為者が少年であったとしても、行為者の責任をないがしろにして、保護と福祉の議論を進めるこ

とは不可能である。現代の豊かな社会にあっても、なお、家庭、学校、地域社会という少年が成長発展するために必要な要素が十分に満たされていない気の毒な少年も存在することは確かである。これらの諸問題を解決していくために、問題のある少年の要保護性を十分に考慮した少年処遇は私たちの安定した安全な社会の発展のために必要なことである。

(2) 刑法上の責任とは、犯罪行為についてその行為者を非難し得ることであると理解されている。この考え方を非難可能性といい、一般的に判例・通説の立場とされている。<sup>(1)</sup>そして、このことは、行為が構成要件に該当し、違法、有責であるという要件を充たす場合に犯罪が成立し、その犯罪の行為者に対して国家の刑罰権が発生するとされる。しかしながら、有責性をめぐる内容については古くから基本的な学説的な対立があり、定説を得ていないといえよう。その原因は、刑法ならびに刑罰の理解に際して、基本的な観念の相違があり、国家観、人間観などの根本的問題に関わるからと見られている。<sup>(2)</sup>

### 三 刑事未成年者の歴史

(1) わが国の刑法第四十一条は「十四歳に満たない者の行為は、罰しない」と規定している。つまり、この規定は、満一四歳に達しない少年は一律に刑法上の責任能力がないとして、そのような者の行為は犯罪ではないとしている。この規定により、一四歳未満の者は刑事未成年者と呼ばれ、責任無能力者とされたのである。刑法上の善悪の判断能力を前提にすると、個々の少年の発達状態は、身体の成熟状態によって異なりが起ころ。つまり、規範的な判断能力の発達には個人差がありうる。刑法の規定は、これらの個人差による個別的検討の煩わしさを避けて、いわゆる相対的でなく絶対的に一四歳をもって一律に責任能力をない者として、一四歳を刑事責任年齢と定めたの

である<sup>(3)</sup>。さらに、わが国の刑法は、責任能力とは何かを積極的に定義していない。ただ、消極的に一四歳未満は責任無能力者であるとして責任能力の実質的定義を不要としている。したがって、刑法四一条は、少年の「責任無能力」を形式的に定めていると理解されている。このような考え方からすれば、刑事未成年者の責任無能力については反証の余地はなく、ただ推定されたものであるということになる。つまり、刑事未成年者は、一四歳に満たないという生物学的要素の存在を前提にして、一律に責任無能力と擬制されたのである。これらのことからして、刑法四一条は「みなし規定」であると考えられている<sup>(4)</sup>。そして、生物学的な要素を前提として刑事未成年を一四歳とするという場合には、少年である行為者の弁別能力や行為制御能力などの心理学的要素について個別的に考慮される余地はないことになる。このような構造が現行刑法四一条についての一般的な解釈になっている。

(2) 少年の刑事責任をめぐり、わが国の古い時代にはどのような考え方があったのであろうか。「名例律」の条項には、九〇歳以上及び七歳以下は原則として絶対的責任無能力者としてされていた。これらの年齢の者は、罪を犯しても処罰されることはなかった<sup>(5)</sup>。その根拠については、日本の律には説明がないが、老幼を哀矜することを理由とされていた。このような律において幼少者の犯罪につき刑を免じ、軽減することは、幼を愛し、少を矜(きょう)う<sup>(6)</sup>という思想から出たものと説かれている。愛幼ならびに矜少の刑法的な意味については、犯罪成立要件としての刑事責任能力つまり精神能力が劣っているというのではなく、老者、幼者、病者の体力が刑罰を受けるに堪えないとされたためである。その意味で、この時代の刑事責任能力をめぐる観念は刑罰適応能力と理解する立場に立っていた<sup>(6)</sup>。

律令の時代に入っても、刑事責任能力とは刑罰適応能力と考えられるのが一般的であった。律令時代から武家法時代に至り、鎌倉時代には一六歳以下の者の犯罪は正刑を免じて科料により罪を償わせ、室町時代には一五歳以下の犯人は軽犯に限り罪を免じていた<sup>(7)</sup>。

織田、豊臣、そして徳川と覇権を競った戦国時代を経て、江戸時代の初期に至っても、いわゆる刑法は制定されず、私的に裁判例を分類整理した御仕置裁書が残され、それらを一九八条の箇条書きにした編者不明の元禄御法式が作成されたのみである。一七四一年（寛保元年）に、やはり私選の律令要略という法律書が編集され、これらの法規集は御定書（一七四二年）の先駆になったといわれる。

その後、江戸時代も安定期に至ると、一般に一五歳以下の者を幼年と称する風習があった。そして、御定書七九には「子心にて無弁」とあるが、幼年を絶対的責任無能力者とした規定ではなく、刑を減輕するに過ぎなかった<sup>8)</sup>のである。この御定書の規定は、善悪の分別なく行った罪についても刑事責任を免除しなかった。

(3) 新律綱領は、明治政府が本格的に編纂したわが国の最初の刑法典であった。刑事責任については、一五才以上七〇歳以下の者を刑事責任能力者とし、その他の者は年齢の段階に応じて刑事責任能力を制限した。一八七二（明治四年）年以降の西欧的近代刑法とくにフランス刑事法の影響を受けた改定律例になると、少年と老者に対して七歳以下九〇歳以上は不処罰、一〇才以下八〇歳以上も原則として不処罰、一五歳以下七〇歳以上は贖を収めることになっていた。<sup>9)</sup>

一八八〇年（明治一三年）に至り、旧刑法が太政官布告第三六号により制定された<sup>10)</sup>。太政官布告とはわが国にはまだ国会（議会）がなかったので太政官布告とした。現在でいえば、議会で制定された法律にあたるものである。その旧刑法によると、犯行時、一二歳未満の少年は絶対的責任無能力者（刑事責任無能力者）とされ、八歳以上一六歳以下の者は懲治場へ、犯行時一二歳から一六歳未満の少年では非の弁別なく罪を犯した者は刑法上の罪を問わず、情状により懲治場に収容されることになった。一二歳から一六歳の少年に対しては相対的刑事責任を前提にしていた。つまり、悪いことを悪いと承知の上で行為をした場合に処罰されたのである。さらに、犯行時一六歳以上二〇歳未満の少年は制限責任能力者として刑の減輕を認めていた。<sup>11)</sup>

一九〇七年（明治四〇年）に至り、当時の帝国議会において、現行の刑法が法律第四六号として制定された。この刑法は、周知のように、刑事責任能力については旧刑法の規定を整理し、刑事責任年齢を一二歳から一四歳に引き上げて、少年に対する絶対的刑事責任年齢を定めたのである。<sup>13)</sup>

(4) ここまで、少年の刑事責任がわが国の法制上、それぞれの時代にどのように考えられ、取り扱われてきたかを素描した。そこには、わが国が辿ったそれぞれの時代の社会状況が反映されている。律の時代、武家法の時代、明治・大正・昭和の時代、そして戦後の時代と少年の非行や犯罪に関する責任概念もそれぞれの時代の変化を受けながら、その時代の特色を示しながら変容を経験したのである。

ここまでの大雑把な経緯を下に、少年の刑事責任概念が刑法学的に遭遇した経緯を参考にして、どのようなことを述べるができるであろうか。あえて、わが国の歴史的流れの中でこの問題を現代的に考察すれば、それは、刑罰の機能をめぐって挙げられる一般予防と特別予防においては、やはり、戦前までは少年といえども違法行為を行った行為者に対しては、一般予防優位の立場が勝っていたと言わざるを得ないと思われる。

確かに、明治維新により西欧的な法制度や思想の影響を受けて、少年に対する保護・福祉の思想がはやくもこの当時に未完成ではあるが法案に散見される。それは、それまでのような刑の減輕から一歩進んで、少年を保護の対象として注目したことを評価されるべきであると考えられている。これらの経緯を経て、戦後の保護・福祉全盛の時代へと少年をめぐる責任論が進化されていくのである。<sup>13)</sup>

#### 四 イギリスの少年の刑事責任概念

(1) イギリスの少年司法制度は、わが国と同様に、近代に入ってから少年に関する特別な配慮が強調されてき



た。古代、中世という時代までは法律に違反した成人と少年は同じ手続で訴追され、同じ刑罰を受けていた。これらの刑罰には、鞭打ち刑、身体刑、追放刑、拷問と死刑があったといわれている<sup>14</sup>。

大人として成長した成人と同じ手続で、少年に自らの行動について責任を持たせることは、不公平であるという考え方の起源は古くからあったけれども、法の中にこの思想が認められるようになるのには長い時間がかかった。どの程度の、どの段階まで成長した者が処遇を受けるかの目安は、初期のローマ法、特に十二表法に書かれた指針に由来しているという。少年の行為に対して、刑事責任を負わせるか否かについて疑いの余地はなく、少年たちは成人と同じ制度で扱われるべきであると考えられた。唯一の特別な扱いは、成人と同じ刑罰の厳しさから除外されることがあった。たとえば、明白な窃盗で逮捕された成人は、鞭打ち刑や被害者の奴隷になることに服し、一方、少年犯罪者は判事の裁量により体罰を受けることになり、奴隷の身分になるよりむしろ損害賠償をするように命じられた。

長いローマ時代には、刑罰を科すのに犯罪者が若すぎるか否かを決定する基準は、話す能力であったとされる。紀元後五世紀には、刑事責任を免除される年齢は七歳とされていた。そして、思春期の始まり（男子は一四歳、女子は一三歳）をもって、少年は完全に自分の責任を負うことになっていった<sup>15</sup>。

(2) 中世のヨーロッパでは、少年の刑事責任についての法律という点に関しては、ローマ時代と法的差異はなかったようである。西暦の五〇〇年から一五〇〇年にかけて、少年は特有の責任を持ちながら行為をする特別な集団としては見られていなかった。この時期における少年の日常生活について考えると、少年の家族は、より広い一族の中の最小単位であった。この単位は、当時の貴族社会や土地所有家族の制度を支える最小の単位であった。中世の農民がその人生の大半を労働と生きることに時間を費やしていたことは想像に難くない。少年たちは人生の早くから、より豊かな家族や商人あるいは技術を身につけるために奉公に出されることを期待されていた。この時期

には、ある程度、少年の身の振り方と福祉的な対応は、その国の中で権力を掌握していた地主の手中に委ねられており、実際の親は少年の養育の負担を軽減されていた<sup>16)</sup>。

(3) イギリスでは、中世の初期の社会的慣習と裁判所の判決が、固有のコモン・ローの生成と発展をもたらした。ヘンリー二世の治世に一二世紀に国内に派遣した巡回裁判官の判決が蓄積され、その結果、国内における共通の判例法の体系が形成されたことにより、これらの法的制度の整備が実現した。さらに、このような社会的な情勢と相俟って、一般市民に衡平裁定を示す裁判所となつた大法官裁判所と、少年の保護者として君主が最終的にその守護者に任じることになり、パレンス・パトリ工との概念の両方が、イギリスにおける少年審判を形成する上で重要な役割を果たしたのである<sup>17)</sup>。

イギリスの中世においては、大法官裁判所は二つの点でその責任を持っていたといわれる。まず、第一は富裕な者たちの財産問題の紛争解決と一般市民の生活(福祉)を監督することであった。そして、少年やその他の無能力者が、君主の保護・管理の下に置かれたので、家臣の少年たちの生活についての干渉を正当化することが容易であった。なぜなら、少年たちの地位や財産は世襲的君主の活動に直接関係しているからである。その後、パレンス・パトリ工概念は一般に福祉という名称で小作農の生活に対する干渉を正当化するために一層使われることになった。このことは、主に、国王の権力を強化して、更に、国王による一般市民の家族全体に対する支配を継続するために奉仕した<sup>18)</sup>。

イギリスでコモン・ローの伝統が不動のものになると、少年に関する多くの習慣はごく平凡で普通なものとなった。多分、当時でも生まれたときから、その少年は彼の行為に対して責任があると考えられたであろうが、実際には七歳未満の少年はほとんど公的に刑罰を科せられることはなかった。一三〇〇年ころまでは、イギリスのたいいてい裁判所は、七歳未満の少年を放免するために恩赦の制度をよく使った。このような慣行は、一五世紀の中ころ

までイギリスの少年司法の一部に残っていた。

七歳から一四歳の少年たちは、法的な有罪や恩赦よりは、むしろ、犯罪の重大さ、成熟度、善悪を区別する能力、明白な悪意の証拠などの判断に基づき裁かれた。その後、この考え方はイギリス少年司法の基礎になった。少年を個別的に考える司法の形態は、条件付き責任の形式によく似ている。そして、個々に扱われた少年の審判では有罪決定をされた者に必ずしも同情的な扱いをすることはなかった。有罪宣告を受けた少年犯罪者は成人と同じ刑罰を科されることが続いていた。一七〇〇年代には、成人犯罪者への一般的な刑罰はアメリカやオーストラリアへの流刑が通例であった。少年犯罪者対しても行われた類似の一般的な慣行は徒弟として商人のところまで少年を奉公させるという決定であった。このことは、貧しい家庭の少年と共通の慣行であったので、非行少年にも同様に一般的に使われることになった。しかし、少年犯罪者には依然として身体刑が広範に使われていた。

それから、七歳以下の少年犯罪者は寛大な取り扱いを受けられたが、しかし、犯罪で告発されて起訴された七歳を超える者は成人と同じ訴訟手続によることになっていった。そして、有罪となれば、成人と同じ刑罰を受けることなり、それらの少年たちに個別的に処遇する制度上の規定は存在しなかった。<sup>15)</sup>

(4) 一八世紀に入って、ようやく、少年たちが置かれていた過酷な状況が一般の人びとに知られることになり、社会的関心を集めることになった。そして、一九世紀になり、民間の個人の家がそれほど重くない少年犯罪者に対する住居の場と保護の場として使用され始めた。さらに、一八三六年に公的に少年の審判を審議する委員会が設置されることになった。この委員会などの審議の結果、一八四七年に少年犯罪者法 (Juvenile Offenders Act) が議会を通過し、窃盗犯罪に対する一四歳未満の少年に対する陪審によらない審判が認められたのである。一八五四年なり、イギリスでの最初の矯正院法 (Reformatory Schools Act) が制定され、成人とは別のいわゆる少年院へ一六歳未満の者の収容が認められた。一八七九年に、略式裁判所法 (Summary Jurisdiction Act) が成立し、もっと

も多発する一六歳未満の少年に対する犯罪の審判を認めたのである。アメリカ合衆国での最初の少年裁判所の誕生から九年後の一九〇八年にイギリスにも、はじめて独立した少年裁判所が創設された。この少年裁判所は、保護、制御の必要な少年に対する民事裁判権はもとより、一四歳未満の児童と一四歳から一六歳の少年に対する刑事裁判権を持っていた。これらの裁判所の目的は、常習性を連想される施設への収容をやめて、少年たちを保護するために独立した方法で一六歳以下の少年を処遇することであった。しかし、まだ、訓練され、少年だけを対象にした特に任命される新しい裁判官のための特別な規定や法律は制定されなかった。<sup>20)</sup>

独立した少年裁判所の設立とともに成人刑務所への少年送致は影をひそめ、一六歳未満の少年に対してはほとんど廃止された。そして、一九〇八年の犯罪防止法 (Children and Young Persons Act) により、少年専用の施設としてボースタル (Boystal) と呼ばれる少年院や矯正院などが設立された。<sup>21)</sup>

その後、イギリスの少年司法制度は幾多の改正を経験しながら現在に至っているが、イギリス法制度の基本である自然司法の観念が深く存在するために、社会の安全と平穩を維持するための方策の一つとして、注意深く少年司法制度の改変が行われてきたといえる。その意味で、少年に対する特別予防や刑罰適応能力に配慮するよりも、まず、一般予防的な考え方が優先されて少年の刑事責任に対する画期的な変化は相当遅れて起こることになった。

二〇世紀に入ってからイギリスの少年司法制度に関する重要な法律の一つは、一九三三年の児童少年法 (Children and Young Persons Act) である。この法律は、児童少年の最善の利益を考慮しながら行動すべきであるという原則を確立することを規定している。そして、犯罪についての刑事責任年齢を七歳から八歳に引き上げた。さらに、一六歳の少年も少年裁判所の刑事裁判権の下におかれた。この法律は、いささか表面的ではあったが、少年たちに潜在的に害をもたらす手続を改善したのである。

少年司法制度におけるもう一つの重要な法律は、一九六九年の児童少年法であった。第二次世界大戦が終わり、

社会もようやく落ち着きを取り戻した結果、アメリカやヨーロッパ諸国は政治的にも、経済的にも安定期に入り、社会は豊かになりつつあり、弱者の保護、救済に目を向けることになった。イギリスでも、一九六九年の児童少年法は、それまでイギリスが踏襲してきたいわゆる司法モデルから遠ざかり、福祉モデルを取り入れようとした法律であった。つまり、犯罪や非行という問題を起こした少年は、その原因においては大差なく、刑事手続よりは民事手続を優先して適用し、少年の保護、福祉を尊重すべきであるという考え方に立っていた。

イギリスの近代的な少年司法制度が出現した頃には、その制度と少年犯罪者に対する対処の仕方にある特徴を持っていた。少年審判の動向に影響を与えた一つの要因は、犯罪と非行に関する理解における考え方に哲学的変化が起こったと思われる。古典派犯罪学の考え方は、自由意思と行為に対する道義的な責任の強調であり、イギリスとアメリカ合衆国の両方で成人の法制度の基礎となっており、それゆえ、少年司法制度の基礎もまたこの考え方に従っている。これらの傾向が、理念、政策、手続を独特の少年審判に巧みに適合させてきた。少年の刑事責任年齢の問題も、時代の経過があっても、大きな変化が起こることなく現在に至ったのである。しかし、一九六三年の児童少年法により、イギリスの刑事責任年齢は一〇歳に改正された。その後、この一〇歳という刑事責任年齢を一六歳まで引き上げようとして一九六九年の児童少年法が制定されたが、一六歳に引き上げるための条項が施行されず、一〇歳のままの状態が現在も続いている。いずれにしても、一九六九年の児童少年法は、少年犯罪者の処遇を非刑罰化へと進めようとしたが、実際には実現しなかったのである。<sup>(2)</sup>

## 五 イギリスの刑事責任年齢をめぐる現状

(1) イギリスの一九六九年の児童少年法は、それまでの少年裁判所を廃止して非刑事化をしようとしたのであ

るが、これらに關係する諸条項は実施されず、また、蘇ることはなかつた。さらに、少年の刑事責任年齢の引き上げに対しては、党派を超えて嫌悪感が存在している。最近では一層このような考え方は強くなっている。一九九〇年代に政権の座にあつた保守党の内務大臣は、法を犯した少年を「年齢を除けばまったくの大人」と述べているし、一九九七年から三期にわたつて政権を引き継いだ労働党政権は「刑事責任年齢の変更は計画していない」と宣言していた。それぞれの政府の公刊した文書にも、このような状況が反映されている。さらに、一九九八年の犯罪および秩序違反法により、法に違反した一〇歳から一三歳までの少年に対する法的安全装置であつた責任無能力原理の廃止をした<sup>23)</sup>。このような状況からすると、少年が実際の刑罰を免除してもらつて口実として年齢を持ち出すことは許されな<sup>24)</sup>いと思われる。

以上のように、イギリスの刑事責任年齢は一〇歳であるが、ヨーロッパ諸国の中ではもっとも低い。このことは、イギリスの少年法制がヨーロッパ諸国の少年司法実務と一致していないことを物語る。また、国連からもその是正を示唆されている。

イギリスでは、刑事責任を考える場合に少なくとも二つの方法があるといわれる。第一の方法は、犯罪能力、犯罪意思または犯意（メンズ・レア）に関する概念であり、犯罪を行つた少年が善と悪を区別する十分な能力をもつ年齢に達しているか否かである。この点について、刑事責任年齢を一〇歳に設定することは、この年齢未満の少年が犯罪の現実的な性質を完全に理解できないと推定され、そのために刑事訴追を受けないことを意味する。逆にいえば、一〇歳以上の少年は完全に責任があるとされ、まさに、成人と同じ方法で正式な刑法の規定に従うことになる。つまり、一〇歳以上の少年は法律上成人化されることになる。

刑事責任を考へて適用する場合の第二の方法は、刑事責任自体とあまり關係なく、むしろ訴追の免除の原理に關係するものである。換言すれば、その少年が責任能力をもつか否かは、主要な問題ではなく、むしろ少年犯罪を取

り扱う手段として、公式な刑事司法の枠組が果たして妥当か否かが重要な課題になる。ここでの基本的な課題の内容は、犯罪能力の有無の判断や解釈ではなく、犯罪責任を負う少年を問題視することである。<sup>25)</sup>

(2) イギリスでは、少年の刑事責任年齢の引き上げに関する主張は、以下のような点に根拠を置いている。

第一の点は、少年が刑事責任を合理的に負うことが可能な年齢か否かである。このことについての国際的な基準はないけれども、多くの人権に関する文書が存在している。それらは、以下のような国際的な規則や文書である。たとえば、少年司法運用に関する国連最低基準規則（北京ルールズ）、少年の権利に関する国連条約、その他の国際的な声明文書（二〇〇六年の欧州共同体委員会、二〇〇七年の少年の権利に関する国連委員会、二〇〇九年の人権に関する欧州理事会）を参考にして、イギリスでは種々の団体や委員会が少年の刑事責任の引き上げを主張している。<sup>26)</sup>

第二の点は、司法の国際的な相互的な一貫性を基礎とする主張である。イギリスの一〇歳という刑事責任年齢は、欧州連合の中ではもっとも低い。たとえば、オーストリアの刑事責任年齢は一四歳であり、以下、ベルギーは一八歳、ブルガリアは一四歳、チェコは一五歳、デンマークは一五歳、エストニアは一四歳、フィンランドは一五歳、フランスは一三歳、ドイツは一四歳、ギリシャは一三歳、ハンガリーは一四歳、アイルランドは一三歳、イタリアは一四歳、ラトビアは一四歳、リトアニアは一四歳、ルクセンブルクは一八歳、オランダは一二歳、北アイルランドは一〇歳、ノルウェイは一五歳、ポーランドは一三歳、スコットランドは一二歳、ポルトガルは一六歳、ルーマニアは一四歳、ロシアは一四歳、スロバキアは一四歳または一五歳、スペインは一六歳（カタロニア地方は一四歳）、そしてスウェーデンは一五歳である。これらの結果からイギリスの少年の刑事責任年齢は明らかにヨーロッパの少年司法の規範、政策、実務と一致していないと述べられている。<sup>27)</sup>

第三の点は、司法制度相互の完全性と連続性に関する主張である。つまり、良くも悪くも、法律は権利義務が



年齢とともに蓄積され、少年期から成人期への過渡期を取り次ぐ役割を果たすものと考えられる。しかしながら、イギリスにおける少年の刑事責任年齢の低さは、少年の法的な形成ならびに社会的権利義務の付与の方法において統一性と合理性に欠けていると論じられている。たとえば、少年の一日や一週間の労働時間やさらにその報酬を成人と比較した場合の低さ、一七歳になるまで軍隊に入隊できない。一八歳になるまで酒とたばこの禁止がある。その他、医療においては治療の同意、退学などは一六歳になるまで認められない。さらに、投票、陪審員、婚姻、契約、成人映画を見ることなどは、一八歳になるまで禁止される。これらの規制は、合理的に思われるが、もっとも根本的に成人として一八歳になるまで権利義務が制限を受けるのに、刑事手続においては一〇歳の少年をどうして成人化するかという疑問には曖昧な答えしかない。<sup>28)</sup>

第四の点は、少年への社会的介入を最小化して損傷を避けるべきであるという見解である。少年への早期介入は損傷を生み、少年の早期の拘禁は有害であり、少年を犯罪者化すると述べられている。これらを避けるもっとも最良の方法はディバージョンであるという。

第五の点は、社会的な窮乏により引き起こされる非行や犯罪を非犯罪化すべきであるといわれる。二〇〇七年のユニセフの幸福度調査によると、イギリスの少年はOECD（経済開発協力機構）加盟国二一カ国より恵まれない境遇にあることが分かった。イギリスはこのような意味でバランスの悪い国の一つと考えられている。多くの少年が貧困にあえいでおり、これらを食い止めるための政策に欠けている。貧困な少年のみが非行や犯罪に走るのでないが、貧困や経済的社会的不平等が、犯罪者化の結論を引き出すことを否定できないというのである。社会内の秩序を維持するために、大きく矛盾するものを管理し、制御するために少年たちを支配する事態は起り得るといつ。しかし、それらの政策は、犯罪の防止と社会の安全の見地から考えられるならば、無駄な政策であると主張されている。ほとんどの少年非行や犯罪と密接に関係すると思われる社会的要因は、少年司法制度の諸機関による介入を



受けなくてもよいと考えられている。

(3) イギリスは一〇歳で少年を法的に成人化するが、この原因は少年の心理的、個別的な責任概念から生じたものではなく、少年が置かれた社会状況と法律の衝突から発生する社会的・法律的な要因によるものである。<sup>(28)</sup>

ヨーロッパの刑事責任年齢は、平均的にいえば一四歳になるのが、少年の犯罪行為を「犯罪」として合理的に処理されるもっとも適切な年齢を決定する基準をめぐってさらに広く、深く、少年の状況を考慮しながら進める必要がある。

## 六 わが国の刑事責任年齢をめぐる課題

(1) わが国の刑事責任年齢は、現行刑法の四二条に規定されているように一四歳である。この意味で、国際的には平均的な刑事責任年齢であるといえよう。しかしながら、現行少年法が制定された当時は、その二〇条により、原則的に一六歳に達しなければ刑事訴追されないことになっていた。つまり、刑事責任年齢を刑法で一四歳と定めていたが、少年法により一六歳になれば事実上刑事責任を負うことはほとんどなかったのである。このことを称して、一般に少年の刑事責任のダブル・スタンダードと呼んでいた。

わが国では、少年の刑事責任年齢をめぐるこのダブル・スタンダード状態を解消し、刑法の基本原則に戻す必要が生じた。それは、少年非行の低年齢化の現象であり、成人でも行うことを躊躇するような重大な犯罪行為をする少年に対しては一六歳以下でも、一四歳に達していれば当然に社会の保護のために刑事訴追も止むなしとする見解であった。その結果、少年法二〇条が改正され、刑法上、少年であっても重い犯罪を行った場合は、刑事訴追が可能になったのである。さらに、気掛かりなことは、一四歳に達していなくても、無視できない重い犯罪を行った場

合にも警察に実質的な捜査である「調査権」を認め、処遇上必要であれば一四歳以下でも少年院に収容できることになった。しかしながら、これ以上の刑事責任年齢を空洞化し、実質的にそれを引き下げような措置は慎むべきではなからうか。

## 七 むすびにかえて

少年の行為といえども、刑事責任年齢の引き下げは重大な非行や犯罪から社会を守るために必要な措置と考えられるが、その中には先に指摘した社会的窮乏が原因でのこのような措置の対象となる少年も存在することが予想される。

刑事責任年齢の合理性を考え、より適切な内容に近付けるために、歴史的、比較法的な考察を図りながら進めることが肝要であろう。これまでのわが国の刑事責任年齢に関する考え方の基本には、いつも犯罪や非行に関する一般予防と刑罰適応能力の概念があつたと思われる。しかしながら、刑事責任年齢の基準は、それらに主に寄りかかって決定されるだけでなく、判断が難しいけれども、その少年が刑罰を科すべき心理状態や形式を十分に備えていたか否かを実質的に考查する途を探る必要がある。そのための科学的な研究と考察の発展とを望む。

### 注

- (1) 大塚 仁「刑法概説(総論) 第三版三七九頁(有斐閣一九九七年)。
- (2) 大谷 實「刑事責任論の展望」刑事法学研究第二巻一頁(成文堂一九八三年)。
- (3) 大塚 仁・前掲書三九七頁。

- (4) 野村 稔「刑法総論」現代法講義一六一頁（青林書院一九九三年）。
- (5) 利光三津夫・長谷山彰「新裁判の歴史」一〇三頁（成文堂一九九七年）。
- (6) 石井良助「日本刑事法史」法制史論集一〇卷三頁（創文社一九八六年）。
- (7) 高柳真三「日本法制史」（一）江戸時代まで（有斐閣双書）一頁（一九四九）。
- (8) 石井良助・前掲書七七頁。
- (9) 矯正協会「少年矯正の近代的展開」少年法施行六〇周年記念出版三頁（廣濟堂一九八四年）。
- (10) 矯正協会・前掲書五頁。
- (11) 司法研修所編「少年事件の実務の処理に関する実務上の諸問題・否認事件を中心として」一四頁（法曹会一九九一年）。
- (12) 矯正協会・前掲書二二六頁。
- (13) 矯正協会・前掲書九頁。
- (14) W. Wakefield and D. Hirschel, 6 "England", *International Handbook on Juvenile Justice*, edited by D. Shoemaker, p.91. 1996. Greenwood Press.
- (15) W. Wakefield and D. Hirschel, op cit., p.92.
- (16) Ibid.
- (17) Ibid.
- (18) Ibid.
- (19) W. Wakefield and D. Hirschel, op cit., p.93.
- (20) W. Wakefield and D. Hirschel, op cit., p.94.
- (21) Ibid.
- (22) W. Wakefield and D. Hirschel, op cit., pp. 94-96.
- (23) G. Williams, "The Criminal Responsibility of Children", *The Criminal Law Review*, 1954, p. 493. Caroline Ball, "Youth Justice? Half a Century of Responses to Youth Offending", *The Criminal Law Review*, p.174, MARCH 2004.

- (25) Barry Goldson, 'COUNTERBRAST: "Difficult to Understand or Defend": A Reasoned Case for Raising the Age of Criminal Responsibility', *The Howard Journal*, Vol. 48, No.5, December 2009, p.514.
- (26) Barry Goldson, op cit., p.515.
- (27) Barry Goldson, op cit., p.516.
- (28) Barry Goldson, op cit., p.517.
- (29) Barry Goldson, op cit., p.518.
- (30) Ibid.